

議案第 28 号

専決処分の承認を求めることについて（２）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、羽生市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求める。

令和 7 年 5 月 19 日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明

(別 紙)

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、羽生市税条例の一部を改正する条例を専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明

羽生市税条例の一部を改正する条例

羽生市税条例（昭和３０年条例第７号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （１） 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- （２） 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- （３） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
（種別割の税率） 第８２条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、１台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 （１） 原動機付自転車 ア 総排気量が０．０５リットル以下のもの又は定格出力が０．６キロワット以下のもの（<u>ウ及びオに掲げるものを除く。</u>） 年額 ２，０００円 イ ２輪のもので、総排気量が０．０５リットルを超え、０．０９リットル以下のもの（<u>ウに掲げるものを除く。</u>）又は定格出力が０．６キロワットを超え、０．８キロワット以下のもの 年額 ２，０００円 <u>ウ ２輪のもので、総排気量が０．１２５リットル以下かつ最高出力が４．０キロワット以下のもの 年額 ２，０００円</u> <u>エ ２輪のもので、総排気量が０．０９リットルを超えるもの（ウに掲げるものを除く。）又</u>	（種別割の税率） 第８２条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、１台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 （１） 原動機付自転車 ア 総排気量が０．０５リットル以下のもの又は定格出力が０．６キロワット以下のもの（<u>エに掲げるものを除く。</u>） 年額 ２，０００円 イ ２輪のもので、総排気量が０．０５リットルを超え、０．０９リットル以下のもの又は定格出力が０．６キロワットを超え、０．８キロワット以下のもの 年額 ２，０００円 <u>ウ ２輪のもので、総排気量が０．０９リットルを超えるもの又は定格出力が０．８キロワッ</u>

は定格出力が0.8キロワット
を超えるもの 年額 2,400
円

オ (略)

(2)・(3) (略)

(種別割の減免)

第89条 (略)

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 原動機の総排気量又は定格出力 (第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力)

(6)～(8) (略)

3 (略)

(身体障がい者等に対する種別割の減免)

第90条 (略)

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年

トを超えるもの 年額 2,400
円

エ (略)

(2)・(3) (略)

(種別割の減免)

第89条 (略)

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 原動機の総排気量又は定格出力

(6)～(8) (略)

3 (略)

(身体障がい者等に対する種別割の減免)

第90条 (略)

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年

法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障がい者若しくは身体障がい者等と生計を一にする者若しくは身体障がい者等(身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件

(6) (略)

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

4 (略)

法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障がい者又は身体障がい者等と生計を一にする者若しくは身体障がい者等(身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件

(6) (略)

3 (略)

5 第1項各号の規定により種別割の減免を受けようとする者が当該年度の前年度に同号の規定により種別割の減免を受けていた場合において、当該年度の賦課期日に当該減免に係る軽自動車等が引き続き同号の規定に該当すると市長が認めるときは、前3項の規定にかかわらず、納期限までに同項の申請書の提出があったものとみなして、第1項の規定を適用する。

6 (略)

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第13条の2 (略)

2～22 (略)

23 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

24 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

25 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

26 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

27・28 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第13条の3 (略)

2～13 (略)

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2

4 第1項各号の規定により種別割の減免を受けようとする者が当該年度の前年度に同号の規定により種別割の減免を受けていた場合において、当該年度の賦課期日に当該減免に係る軽自動車等が引き続き同号の規定に該当すると市長が認めるときは、同項の規定にかかわらず、納期限までに同項の申請書の提出があったものとみなして、第1項の規定を適用する。

5 (略)

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第13条の2 (略)

2～22 (略)

23 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

24 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

25 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

26 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

27・28 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第13条の3 (略)

2～13 (略)

<u>第 1 項に規定する管理組合の管理者等から法附則第 1 5 条の 9 の 3 第 2 項に規定する期間内に施行規則附則第 7 条第 1 7 項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第 1 5 条の 9 の 3 第 1 項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第 1 項の規定を適用することができる。</u>	
<u>1 5</u> (略)	<u>1 4</u> (略)
<u>1 6</u> (略)	<u>1 5</u> (略)

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の羽生市税条例（次条において「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和 7 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 6 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 3 条 新条例第 8 2 条（第 1 号に係る部分に限る。）の規定は、令和 7 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 6 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。